

豊田都市計画地区計画の決定（豊田市決定）

都市計画宮上地区計画を次のように決定する。

名 称		宮上地区計画	
位 置		豊田市宮上町2丁目の一部	
面 積		約 1.4 ha	
区域の整備、開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、本市中心部の西約2kmに位置し、今後、土地区画整理事業の施行により、道路等の公共施設の整備を行う地区である。 そこで、本計画では、この事業の維持増進を図ると共に、秩序ある市街化を計画的に誘導することにより、良好な住環境の形成・保全を図る。	
	土地利用の方針	低層の良好な住宅地の形成を期するため、郊外住宅地にふさわしい良好な居住環境の形成を図る。	
	建築物等の整備の方針	低層住宅地としての良好な環境を形成するよう、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の壁面の位置の制限及び垣又はさくの構造の制限を行う。	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	160㎡
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁面等」という。）の面から道路境界線までの距離（以下「後退距離」という。）は1m以上でなければならない。 ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りではない。 1 物置、車庫で軒の高さが2.5m以下で、かつ、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が12㎡以内のもの 2 建築物の付属部分等で、出窓、ベランダ、バルコニー、テラス、屋外階段その他これらに類するもの 3 建築物の外壁面等から道路の平面交差等により生じる隅切部に係る道路境界線までの距離（当該後退距離が50cm以上のものに限る。）
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物等の色彩、形態等は、次に定めるところにより設置するものとする。ただし、市長が制限の対象としないと認めたものについては、この限りではない。 1 建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色彩は、豊田市景観計画に基づく景観形成基準を遵守し、周囲の環境と調和した色調とする。
		垣又はさくの構造の制限	道路境界線から1m未満の距離に存する垣又はさくの構造は、生垣又はフェンスその他透視性のある鉄さく等（基礎を有する場合にあつては、基礎の高さ（敷地地盤面からの高さをいう。）が0.6m以下のものに限る。）としなければならない。 ただし、門扉にあつては、当該部分の道路からの見附面積の合計が5㎡以下のものはこの限りでない。

「区域は、計画図表示のとおり」

理 由

当地区は、現在土地区画整理事業が行われている。この事業効果の維持増進を図り、良好な市街地の形成を図るため、地区計画を定めるものである。